

令和7年度

袖ヶ浦市庁舎自動証明写真機設置事業者の募集案内書

袖ヶ浦市 市民子育て部 市民課

自動証明写真機設置事業者公募スケジュール

① 募集案内書の配布

令和8年3月4日（水）～3月13日（金） ※土日祝日を除く
午前9時～午後5時15分

募集案内書については、上記期間中に市民課窓口にて配布するほか、袖ヶ浦市ホームページに掲載します。



② 応募申込み

令和8年3月4日（水）～3月13日（金） ※土日祝日を除く
午前9時～午後5時15分

参加を希望する者は、上記期間中に応募申込書（様式第1号）と併せて必要書類を提出してください。

提出先：袖ヶ浦市役所 中庁舎1階 市民課窓口



③ 応募資格審査

令和8年3月16日（月）～3月17日（火）

内容を審査し、参加要件を満たさないと判断した場合のみ受付を取消し、その旨について電話連絡をします。



④ 事業者の決定

入札・開札日時：令和8年3月19日（木） 午前10時00分～
場 所：袖ヶ浦市役所 北庁舎3階 3-1会議室



⑤ 契約の締結

令和8年4月1日（水）

上記契約日に袖ヶ浦市と賃貸借契約を締結してください。



⑥ 自動証明写真機の設置

令和8年4月1日～令和11年3月31日

目次

◇ 袖ヶ浦市庁舎自動証明写真機設置事業者募集要項

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 設置条件等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～3
4. 応募申込方法等・・・・・・・・・・・・ P 3～4
5. 各法令抜粋・・・・・・・・・・・・ P 5～8

◇ 袖ヶ浦市庁舎自動証明写真機設置事業者入札要項

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
2. 設置場所・・・・・・・・ P 9
3. 入札・開札日時及び場所・・・・・・・・ P 9
4. 入札参加にあたっての留意事項・・・・・・・・ P 9
5. 入札方法及び落札者の決定方法・・・・・・・・ P 9～10
6. 入札の無効・・・・・・・・ P 10
7. 契約の締結・・・・・・・・ P 10
8. 決定の取消し・・・・・・・・ P 11
9. 落札者のなかった場合の随意契約・・・・・・・・ P 11～12

添付資料

◇ 設置箇所詳細図及び現況写真

◇ 令和6年度及び令和7年度（12月末まで）売上実績

◇ 各種様式

1. 応募申込書兼誓約書（様式第1号）
2. 入札書（様式第2号）
3. 委任状（様式第3号）
4. 行政財産貸付申請書兼誓約書（様式第4号）

袖ヶ浦市庁舎自動証明写真機設置事業者募集要項

袖ヶ浦市では、袖ヶ浦市役所中庁舎に自動証明写真機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集し、一般競争入札を実施します。入札への参加を希望される方は、本要項の内容について了承の上、お申し込みください。

1. 目的

住民サービスの向上に資するため、市有財産を有効的に活用し、自主財源の確保を図るとともに、公平公正な業者選定を行うことで透明性を高める。

2. 応募資格要件

次の全ての要件を満たす、法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人（ただし、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）、未成年者で営業の許可を受けていない者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者、並びに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 袖ヶ浦市の指名停止措置を本入札の公告日から入札日までの間に受けていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないものであること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又はその団体に属するものでないこと。
- (7) 国税又は県税、市税を滞納していないこと。
- (8) 法令等の規定により許認可等を要する場合は当該許認可を有していること。

3. 設置条件等

(1) 貸付契約の内容

本件の契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

(2) 貸付物件

設置場所	最低貸付料率
中庁舎1階ベンダーコーナー	10%

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、設置事業者が応募者の資格要件を失ったとき、設置条件のうち禁止事項のいずれかに違反する行為を行ったときは、契約を解除する場合があります。

(4) 貸付料等

- ① 貸付料は、自動証明写真機の売上の10%を最低貸付料として入札方式により決定します。
- ② 貸付料の納付については四半期ごととします。四半期終了後、原則として10日以内に売上報告書をご提出いただき、その実績を基に納入通知書を作成、送付いたしますので納期限までに納付してください。

(5) 設置事業者の必要経費

- ① 設置撤去等費用
自動証明写真機の設置、撤去及び移転等に関する費用の一切は、設置事業者の負担とします。
- ② 電気使用料
自動証明写真機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により電力使用量計測用子メーターを設置すること。
なお、電気使用料については、子メーターの指示値により計測した電力使用量に基づき計算した金額とし、袖ヶ浦市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

(6) 使用上の制限等

- ① 貸付物件を自動証明写真機の設置以外の目的に使用しないこと。
- ② 自動証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供してはならない。
- ③ 使用上の制限を遵守し、貸付料等の費用は期日までに確実に納付すること。
- ④ 金銭管理及び消耗品の補充など自動証明写真機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- ⑤ 自動証明写真機の故障、問い合わせ及び苦情等に関しては設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動証明写真機に故障時等の連絡先を見やすい位置に明記すること。

(7) 設置する自動証明写真機

- ① 別添「設置箇所詳細図及び現況写真」に記す場所に、本市との契約に基づき、下記ア～キの条件を満たす自動証明写真機1台を設置すること。
- ア マイナンバー制度の個人番号カードの発行申請機能（以下「個人番号カード発行申請機能」という。）付の機種
 - イ 一般旅券発給申請用の写真（45mm×35mm）が撮影できる機種
 - ウ 24時間年中無休の対応体制
 - エ 廃液・臭気等を伴わないデジタル方式
 - オ 1,000円札（新札を含む）、500円硬貨、100円硬貨の利用
 - カ バリアフリー仕様の機種
 - キ 証明写真画像データのダウンロードが可能な機種
- ② 自動証明写真機の設置にあたっては、転倒防止等の安全に十分注意するほか、市の指示に従うものとする。

（8）個人情報の安全管理

事業者は、個人番号カード発行申請機能利用者の個人情報の安全管理を事業者の責任において行うものとする。また、個人情報の安全管理について、市では一切責任を負わないものとする。

4. 応募申込方法等

（1）申込受付期間

令和8年3月4日（水）～令和8年3月13日（金）
 （土、日及び祝日を除く）
 午前9時から午後5時15分まで

（2）申込受付場所

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
 袖ヶ浦市役所 中庁舎1階 市民課

（3）申込みに必要な書類

法人の場合

- ① 応募申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 印鑑証明書
- ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ④ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その3の3
- ⑤ 県税（法人事業税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その2
- ⑥ 市税（課税されている市税全て）の納税証明書（直近のもの）
- ⑦ 設置する自動証明写真機のカタログ（寸法、諸機能等が確認できるもの）
※ 各証明書については、応募申込日から3ヶ月以内に発行されたものであ

ること。

個人の場合

- ① 応募申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 住民票記載事項証明書
- ④ 国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その3の2
- ⑤ 県税（個人事業税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その2
- ⑥ 市税（課税されている市税全て及び県民税）の納税証明書（直近のもの）
- ⑦ 設置する自動証明写真機のカatalog（寸法、諸機能等が確認できるもの）
※ 各証明書については、応募申込日から3ヶ月以内に発行されたものであること。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（郵送、電話、ファックス、電子メールによる受付不可）

(5) 応募資格の確認

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ（応募資格不備等）受付を取り消し、その旨について後日電話連絡を行います。

(6) 設置事業者の決定等

別紙「袖ヶ浦市庁舎自動証明写真機設置事業者入札要項」に基づき決定します。

(7) その他

- ① 提出期間を過ぎて提出のあった書類は受理できません。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 書類の作成等に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ④ 提出後の書類の差し替え並びに内容の追加及び修正は、原則として認めません。
- ⑤ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行うことがあります。
- ⑥ 提出された書類は、袖ヶ浦市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、開示することがあります。

<問い合わせ先>

袖ヶ浦市市民子育て部市民課窓口班

TEL：0438（62）2970

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行

政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。

- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）抜粋

（賃貸借）

第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

袖ヶ浦市庁舎自動証明写真機設置事業者入札要項

1. 目的

この規定は、自動証明写真機の設置にかかる入札の方法について定めます。

2. 設置場所

設置場所は募集要項、「設置箇所詳細図及び現況写真」のとおりとします。

3. 入札・開札日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月19日(木)

受付時間 午前9時30分～午前10時00分

入札時間 午前10時00分～

開札時間 入札後、直ちに開札します。

(2) 場 所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 北庁舎3階 3-1会議室

※ 入札会場の受付は、30分前から行います。入札時間になると会場を閉鎖し、それ以降の入場は認められませんので、余裕をもってお越しください。

4. 入札参加にあたっての留意事項

(1) 入札に参加する事業者は、応募申込書兼誓約書等必要書類を申込受付期間内に提出した事業者の内、資格要件の審査を経て、応募資格不備等による受付の取り消しの連絡のないもののみ参加できます。

(2) 入札受付書に記載された本人又は代理人が参加することができます。

(3) 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任者の記名押印がされた委任状(様式第3号)が必要となります。

(4) 現場説明会は行いませんので、応募者は事前に募集要項、「設置箇所詳細図及び現況写真」により、現地を必ず確認してください。

(5) 入札の落札者で契約を辞退した場合は、次回の袖ヶ浦市庁舎自動証明写真機設置の応募ができなくなりますので、ご注意ください。

5. 入札方法及び落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、入札書(様式第2号)に必要な事項を記載し、記名・押印のうえ、入札箱に投函してください。

なお、入札書に記載できる貸付料率は小数第1位までの数字しか記入できません。

- (2) 入札書は当日受付に用意してありますが、本要項に添付しているものを複写して使われても構いません。投函した入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません
- (3) 開札は入札後、直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合には、袖ヶ浦市の職員を立ち合わせ開札します。
- (4) 市が事前に公表してある貸付料率以上の入札のうち、最高貸付料率で入札した者を落札者と決定します。
- (5) 開札の結果、落札者となるべき貸付料率が同率の入札者が2事業者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- (6) 1事業者の応募しかなかったときは、その者を落札者として決定します。
※市が事前に公表してある貸付料率以上であること。

6. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする場合があります。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ③ 記名、押印を欠く入札
 - ④ 貸付料率、設置場所を訂正した入札
 - ⑤ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑥ 公正な入札を妨げるなど、入札に際し不正行為のあった入札
 - ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑧ 最低貸付料率を下回った入札
 - ⑨ 担当職員の指示に従わなかった者が行った入札
 - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

7. 契約の締結

- (1) 契約の締結は4月1日(水)に行います。契約書に記名押印のうえ、印紙を貼付して期日までに提出してください。なお、印紙代は落札者の負担とします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は入札参加者名義で行います。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、袖ヶ浦市は一切の損害賠償の責を負いません。
- (5) 落札者が不適格と認められる場合には、次点のものが落札者となります。

8. 決定の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、袖ヶ浦市が指定する期日までに契約手続きに応じなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 設置事業者の資金事情等の変化により契約の履行が確保できないおそれがある場合等、本件契約の相手方として不相当と認められるとき。

9. 落札者のなかった場合の随意契約

最終的に落札者のなかった場合、随意契約で貸し付ける場合があります。下記期間中に受け付け、最初に最低貸付利率以上で申請があった事業者と契約手続きを進めていきます。

(1) 随意契約対象物件

随意契約の対象となった物件については、開札終了後、北庁舎 1 階の総合案内横に掲示します。

(2) 申請書提出期間

令和 8 年 3 月 23 日（月）～ 3 月 27 日（金）
午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

(3) 申請書提出場所

袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
袖ヶ浦市役所 中庁舎 1 階 市民課
※郵送での提出は受け付けません。必ず持参してください。

(4) 申請書提出方法

「行政財産貸付申請書兼誓約書」（様式第 4 号）に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類と一緒に下記まで持参ください。

(5) 添付書類

法人の場合

- ① 印鑑証明書
- ② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その 3 の 3
- ④ 県税（法人事業税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その 2
- ⑤ 市税（課税されている市税全て）の納税証明書（直近のもの）
※各証明書については、申請書提出日から 3 ヶ月以内に発行されたものであ

ること。

※本入札の応募申込み時に上記書類を提出した法人については、再度提出する必要はありません。

個人の場合

- ① 印鑑登録証明書
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その3の2
- ④ 県税（個人事業税）の納税証明書（直近のもの）
※納税証明書その2
- ⑤ 市税（課税されている市税全て及び県民税）の納税証明書（直近のもの）
※各証明書については、申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたものであること。

※本入札の応募申込み時に上記書類を提出した個人については、再度提出する必要はありません。

(6) 随意契約時の事業者選定方法

記載内容、添付書類に不備がなく、最低貸付料率以上の貸付料率を記載して最初に提出した者を設置事業者として決定します。設置事業者が決定した場合、受付を締め切ります。

(7) 契約以降の手続き

選定された設置事業者には、落札により決定した場合と同様に契約を締結します。自動証明写真機の設置についても、協議・調整してください。

(8) その他

契約締結後は、契約者氏名及び貸付料率を公開することがあります。